

これまでガイドラインやマニュアル等の形で示してきた、新型コロナウイルス感染症対策や学びの保障のため取組について、障害のある幼児児童生徒へ指導等を行う際の「基本的な考え方」「考えられる取組」「取組例」等をまとめましたので通知します。



2文科初第451号
令和2年6月19日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長

丸山 洋司

(印影印刷)

特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策
に関する考え方と取組について（通知）

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、文部科学省では、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」、「学校活動の実施等に関するQ&A」などにより留意点を示すとともに、臨時休業中の学習指導やICTを活用した学習等の取組事例など参考となる事例を周知してきました。

障害のある幼児児童生徒（以下、「児童生徒等」とします。）は、特別支援学校や小中学校の特別支援学級に在籍している場合のほか、通級による指導を受けている者も含め通常の学級に在籍している場合等もあり、障害の種類や程度等に大きな個人差があります。このため、それぞれの学校における障害のある児童生徒等の教育活動や感染症対策は、ガイドラインやマニュアル等をそのまま適用できる部分と児童生徒等の障害や発達の状況等を考慮したうえで、個別の状況に応じて検討・実施していただく必要がある部分があります。

このたび、各学校において障害のある児童生徒等へ、感染症対策を行いながら教育活動を行うに当たっての、具体的な場面毎の基本的な考え方・考えられる取組・実際

の取組例をまとめました。学校再開に向けた準備や児童生徒等への連絡でご多忙のところ取組例をご提供いただきました学校・教育委員会に感謝申し上げます。各学校・教育委員会等におかれましては、本通知も参考に感染症対策や学びの保障に取り組んでいただくようお願いします。

なお、本通知の内容については、今後も感染状況や学校における課題等の変化を踏まえて見直しを行うことがあります。その際は、学校や教育委員会等における取組事例の収集等にご協力をお願いする場合がありますので、よろしくお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、周知いただくようお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係
TEL：03-5253-4111（内線3193）